

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600230 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600111 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を22万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月10日

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B銀行C支店から提出された請求者に係る「お取引明細表」及びA社の回答により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持していた請求期間に係る賞与支給明細書によると、いずれも、賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料を控除しないことはないとしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、標準賞与額22万6,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付した

か否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600235号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600112号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を44万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳の写し及びA社の回答により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持していた請求期間に係る賞与支給明細書によると、いずれも、賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料を控除しないことはないとしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、標準賞与額44万3,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。